

令和5年6月16日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行 松 泰 弘

回 答 書

2023年5月17日付け質問書にて照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 本学の10年特例対象者のうち、2022年度末で通算契約期間10年を迎えた者は57人であり、ご質問の人数については、以下のとおりです。

質問項目	人数
雇用を継続し無期転換申込権が発生した者又は無期労働契約に移行した者	23人
退職者	34人
うち転職した者	9人
うち求職中の者	15人
うち退職後の処遇が不明な者	10人

2. 上記1のとおり把握しております。

3. 本学では、特例対象者について、各部局の責任において退職するまでの雇用財源（退職手当を含む）を確保できる場合に、10年を超える雇用を可能としております。

また、「貴法人における無期転換ルールの適切な運用について（依頼）（令和5年2月7日付文科科第664号文部科学省科学技術・学術政策局長等通知）」等を踏まえ、あらためて検討しましたが、本学の対応としては、労働契約法の趣旨に照らし、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行ってはおりません。

なお、有期労働契約に関して、契約期間が満了する場合においても、

- ①雇止め法理に基づき、期間の定めのない契約と実質的に変わらない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、雇止めが認められないことがあること

- ②「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、3回以上契約が更新されている場合や1年を超えて継続勤務している者については、契約を更新しない場合、使用者は30日前までに予告しなければならないこと

に留意し、労働関係法令に則った対応を行っております。

さらに、従前より、特例対象者として有期労働契約を締結する場合には、労働契約締結時に労働者に対し相手方が特例対象者となる旨等を書面により明示し、その制度の概要や無期転換申込手順を説明するなど、適切な対応を行っております。

4. 本学の特例対象者のうち、2023年度末で通算契約期間10年を迎える者の人数は23人です。

5. 個別の労働契約に関して、現時点でお答えすることはできませんが、本学としては、上記3のとおり、労働関係法令に則った対応を行うとともに、特例対象者として有期労働契約を締結する場合には、労働契約締結時に労働者に対し相手方が特例対象者となる旨等を書面により明示し、その制度の概要や無期転換申込手順を説明するなど、適切な対応を行ってまいります。